

福井県報

第 351 号
令和 7 年
5 月 27 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の変更（285・地域福祉課）……………2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（286・長寿福祉課）…2
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（287・同）…………2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止（288・同）……………2
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止（289・同）…………3
- 救急業務に係る医療機関の認定（290・坂井保健所）……………3
- 国土調査の成果の認証（291・農村振興課）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（292・福井農林総合事務所）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（293・嶺南振興局）……………4
- 勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（294・土木管理課）……………4
- 道路の区域の変更（295・道路保全課）……………6

公 告

- 令和6年度の公文書の公開の実施状況（情報公開・法制課）……………6
- 令和6年度の個人情報の保護に関する法律の運用状況（同）……………7
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（恐竜博物館）……………9
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業・市場開拓課）……………11
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（中山間農業・畜産課）……………11
- 土地改良区の役員の就任（福井農林総合事務所）……………12
- 土地改良区の役員の退任（2件・坂井農林総合事務所）……………12
- 土地改良区の役員の就任（2件・同）……………12
- 土地改良区の役員の退任（丹南農林総合事務所）……………13
- 県営土地改良事業の工事の完了（3件・同）……………13

議会公告

- 令和6年度の福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の運用状況（議会局）……………13

告 示

福井県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	変更事項	旧	新	名称	変更年月日	介護機関住所
1840340994	(介護予防) 居宅療養管理指導	開設者	株式会社ダイチク 代表取締役 石黒 貴子	株式会社アイン北陸 代表取締役 野澤 浩司	アイン薬局 越前高瀬店	令和7年5月1日	〒915-0832 福井県越前市高瀬1-31-15

福井県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870301122	介護付有料老人ホーム あいしくら	福井県越前市今宿町3字12番地1	医療法人池慶会	令和7年5月1日	特定施設入居者 生活介護

福井県告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870301122	介護付有料老人ホーム あいしくら	福井県越前市今宿町3字12番地1	医療法人池慶会	令和7年5月1日	介護予防特定施設 入居者生活介護

福井県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月27日
福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1860490026	訪問看護ステーション まどか	福井県小浜市遠敷10-601-1	医療法人若永会	令和7年4月7日	令和7年4月30日	訪問看護
1860590031	一乗ハイツ訪問看護 ステーション	福井県大野市牛ケ原154-1-1	社会福祉法人 光明寺福祉会	令和7年5月8日	令和7年5月31日	訪問看護
1870500418	ルンビニー花山 (ユニット型)	福井県大野市牛ケ原154-1-1	社会福祉法人 光明寺福祉会	令和7年4月28日	令和7年5月31日	短期入所生活介護
1870500426	ルンビニー花山 (従来型)	福井県大野市牛ケ原154-1-1	社会福祉法人 光明寺福祉会	令和7年4月28日	令和7年5月31日	短期入所生活介護

福井県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月27日
福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1860490026	訪問看護ステーション まどか	福井県小浜市遠敷10-601-1	医療法人若永会	令和7年4月7日	令和7年4月30日	介護予防訪問看護
1860590031	一乗ハイツ訪問看護 ステーション	福井県大野市牛ケ原154-1-1	社会福祉法人 光明寺福祉会	令和7年5月8日	令和7年5月31日	介護予防訪問看護
1870500418	ルンビニー花山 (ユニット型)	福井県大野市牛ケ原154-1-1	社会福祉法人 光明寺福祉会	令和7年4月28日	令和7年5月31日	介護予防短期入所 生活介護
1870500426	ルンビニー花山 (従来型)	福井県大野市牛ケ原154-1-1	社会福祉法人 光明寺福祉会	令和7年4月28日	令和7年5月31日	介護予防短期入所 生活介護

福井県告示第290号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 春江病院
- 3 所在地 坂井市春江町針原第65号7番地
- 4 認定の有効期間
自 令和7年6月1日
至 令和10年5月31日

福井県告示第291号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 調査を行った者の名称
おおい町
- 2 調査を行った期間
令和2年7月から令和4年3月まで
- 3 調査を行った地域
おおい町（名田庄虫鹿野の一部の区域）
- 4 成果の名称
おおい町（名田庄虫鹿野の一部の区域）の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和7年5月16日

福井県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
清水土地改良区	令和7年5月16日

福井県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鱒川土地改良区	令和7年5月13日

福井県告示第294号

勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 工事名
勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事
 - (2) 工事場所
勝山市昭和町2丁目 地係
 - (3) 工事概要
特別教室棟 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積 3,657.1㎡、渡り廊下1 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 90.4㎡、渡り廊下2 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 21.3㎡の内外装改修および耐震補強工事一式
- 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。
 - (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。
 - (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている

者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知

書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和7・8年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和7年5月27日(火)から同年6月11日(水)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部公共建築課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送または持参もしくは電子情報処理組織を使用し提出するものとする。

エ 提出部数

1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うもの

とする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第295号

一般国道476号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和7年5月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般国道	476号	新	敦賀市樫曲21号神田4番2から 敦賀市大蔵1号半河原13番14まで	10.9 ～ 29.3	190.0
		旧	敦賀市樫曲21号神田4番2から 敦賀市大蔵1号半河原13番14まで	7.3 ～ 18.4	

公 告

福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第34条の規定により、令和6年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

令和6年度公文書の公開の実施状況

- 1 対象公文書件数 4,065件 前年度比 53.5%減 (令和5年度 8,750件)
【増減の主な要因】
・法人の決算書類 1,062件 前年度比 71.0%減 (令和5年度 3,666件)
- 2 請求者延べ人数 444人 前年度比 9.9%減 (令和5年度 493人)
- 3 主な請求内容
① 法人の決算書類 1,062件 (令和5年度 3,666件)
② 政治資金収支報告書関係文書 916件 (令和5年度 2,595件)
③ 工事設計書 207件 (令和5年度 185件)
- 4 決定等の内容
全部公開 794件 (19.5%)
一部公開 3,152件 (77.6%)
非公開 93件 (2.3%)
(文書不存在：85件、存否応答拒否：8件)
取下げ 26件 (0.6%)

5 審査請求の処理状況 (令和7年3月31日現在)

区分	件数
処理すべき件数 ①	4
5年度からの継続件数	3
6年度中の新規件数	1
処理済 ②	2
認容	1
棄却	1
取下げ ③	0
処理中 (次年度へ継続) ①-②-③	2

令和6年度公文書の公開の実施状況（件数内訳）

1 公開請求の対象となった公文書の実施機関別件数および請求者延べ人数

実施機関	公文書件数		増減率	
	6年度	5年度		
知事	総務部	134	261	-48.7%
	未来創造部	195	252	-22.6%
	防災安全部	64	51	25.5%
	交流文化部	8	20	-60.0%
	エネルギー環境部	23	27	-14.8%
	健康福祉部	1,168	3,773	-69.0%
	産業労働部	61	49	24.5%
	農林水産部	83	226	-63.3%
	土木部	944	702	34.5%
	会計局	12	14	-14.3%
小計	2,692	5,375	-49.9%	
議会局	14	43	-67.4%	
教育委員会	255	530	-51.9%	
選挙管理委員会	918	2,595	-64.6%	
人事委員会等	2	6	-66.7%	
警察本部長	184	201	-8.5%	
合計	4,065	8,750	-53.5%	

	6年度	5年度	増減率
請求者延べ人数	444	493	-9.9%

2 公開請求に対する決定等の内容

決定等の内容	公文書件数	
	6年度	5年度
全部公開	794	3,225
一部公開	3,152	5,397
非公開	93	89
取下げ	26	39
合計	4,065	8,750

令和6年度の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

令和6年度個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況

- 1 対象公文書件数 330件 前年度比 49.5%減（令和5年度 654件）
- 2 請求者延べ人数 61人 前年度比 31.5%減（令和5年度 89人）
- 3 主な請求内容
警察署等への相談記録 252件（令和5年度 364件）
- 4 決定等の内容
全部開示 15件（4.6%）
一部開示 306件（92.7%）
非開示 9件（2.7%）
取下げ 0件（0.0%）

5 審査請求の処理状況（令和7年3月31日現在）

区分	件数
処理すべき件数 ①	1
5年度からの継続件数	1
6年度中の新規件数	0
処理済 ②	1
取下げ ③	0
処理中（次年度へ継続） ①-②-③	0

令和6年度個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況（件数内訳）

1 個人情報の開示請求等の状況

(1) 個人情報の開示請求の対象となった公文書の実施機関別件数および請求者延べ人数

実施機関	公文書件数		増減率	
	6年度	5年度		
知事	総務部	0	3	皆減
	未来創造部	2	40	-95.0%
	健康福祉部	33	9	266.7%
	土木部	1	12	-91.7%
	会計局	0	1	皆減
小計	36	65	-44.6%	
教育委員会	8	2	300.0%	
人事委員会	19	11	72.7%	
警察本部長	267	576	-53.6%	
合計	330	654	-49.5%	

	6年度	5年度	増減率
請求者延べ人数	61	89	-31.5%

(2) 個人情報の訂正請求の件数 4件（令和5年度 0件）

(3) 個人情報の利用停止請求の件数 0件（令和5年度 0件）

2 開示請求に対する決定等の内容

決定等の内容	公文書件数	
	6年度	5年度
全部開示	15	88
一部開示	306	554
非開示	9	10
取下げ	0	2
合計	330	654

3 個人情報取扱事務の状況

個人情報取扱事務登録簿における個人情報取扱事務の件数（令和7年3月31日時点）
1,846件（令和5年度末 1,858件）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

恐竜博物館無停電電源装置更新業務 一式

(2) 委託内容

入札説明書、契約書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 委託期間

令和7年7月17日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下単に「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時まで資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立ておよび破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者を業務責任者として配置できる者であること。

(5) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条の規定による電気工事士の資格を有し無停電電源設備の点検業務に従事している者を配置できる者であること。

(6) 平成27年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、同種の業務の契約を履行した実績を有すること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式2）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」、「福井県物品調達等の電子入札に関する取扱いについて」による。

4 入札説明書等の交付等

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒911-8601

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館

電話 0779-88-0001

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式1）に、必要と認められる書類（入札説明書別添1参照）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年5月27日（火）9時から令和7年6月23日（月）16時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒911-8601

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期間必着とする。）。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2) または5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年7月8日（火）8時30分から17時、令和7年7月9日（水）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和7年7月10日（木）10時

(4) 開札場所

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館2階会議室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 福井県の休日进行を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

<様式>

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

<提出先(e-mail)>

dinosaur-museum@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required
Uninterruptible Power Supply Upgrade for Fukui Prefectural Dinosaur Museum.
- (2) Date,time of Bidding
10:00,July 10,2025
- (3) Period of Contract
From July 17,2025 to March 31, 2026
- (4) Contact point for the notice
Fukui Prefectural Dinosaur Museum, 51-11, Terao, Muroko, Katuyama-city,
Fukui Prefecture,911-8601,Japan
TEL 0779-88-0001

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

株式会社そごう・西武 西武福井店
福井県福井市中央一丁目8番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

- ・株式会社そごう・西武
代表取締役 劉 勁
東京都豊島区南池袋一丁目18番21号
- ・有限会社伊井興業
代表取締役 伊井 彌州雄
福井県福井市中央一丁目10番5号

3 変更した事項

- (1) 駐車場の収容台数
(変更前)

1455台
(変更後)

- (2) 駐車場の出入口の数
(変更前)

18箇所
(変更後)

14箇所

4 変更の年月日

(1)(2)令和7年4月1日

5 変更する理由

(1)(2)提携駐車場を変更するため

6 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号
A O S S A 5階
福井市商工労働部商工労政課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

1 申請に係る農地の所在等

所在および地番	地目	面積(m ²)
小浜市深野6字2番	田	614
小浜市深野6字20番	田	1,026

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請者の希望する権利の始期等

農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額(円)
令和8年1月1日	20年	32,800

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年6月10日

(2) 提出先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から15年以上あるものである。

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月22日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監 事 吉田 則夫 福井市浜別所町8-13

竹田川南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 友田 照男 坂井市坂井町上関43-16

監 事 山口 浩一郎 あわら市熊坂75-21

九頭竜川鳴鹿土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 丸池 正博 福井市波寄16-2

監 事 西岡 得雄 〃 砂子田町18-13

竹田川南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 友田 博道 坂井市坂井町上関43-7

監 事 杉本 敬一 あわら市北野2-12-1

九頭竜川鳴鹿土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 五十嵐 健次 福井市波寄町9-41

監 事 松山 繁樹 〃 白方町13-15

四ヶ浦小樟土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月8日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 野 三好 丹生郡越前町小樟8-39

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

塚町地区

2 土地改良事業の名称

農業用排水施設（農村災害対策整備）事業

3 工事完了年月日

令和5年12月22日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

八田地区

2 土地改良事業の名称

農用地保全施設（防災ダム）事業

3 工事完了年月日

令和7年3月21日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

北中山地区

2 土地改良事業の名称

農業用排水施設（湛水防除（小規模））事業

3 工事完了年月日

令和7年3月12日

議 会 公 告

令和6年度の福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年福井県条例第37号）の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年5月27日

福井県議会議長 宮本 俊

令和6年度福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の運用状況

1 個人情報の開示請求、訂正請求および利用停止請求の件数 0件

2 個人情報取扱事務登録簿における個人情報取扱事務の件数 25件

